

国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター実施規約

平成 29 年 12 月 6 日制定

(目的)

第 1 条

国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター実施規約（以下「本規約」という。）は、企業及び企業で構成される団体（以下「企業等」という。）が、国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター（以下「サポーター」という。）として連携して活動する制度の内容を定めるものです。

(制度の趣旨)

第 2 条

サンゴ礁保全の国際的枠組である国際サンゴ礁イニシアティブ（ICRI）は、2018（平成 30）年を「国際サンゴ礁年」に指定することを宣言し、各国に対し、サンゴ礁生態系に関する普及啓発活動の推進等を奨励しています。サポーターは、日本国内において、サンゴ礁生態系の保全や普及啓発に係る取組を、企業等を含む多様な関係者が連携して推進するために実施するものです。

(取組案の提案)

第 3 条

1 サポーターの締結を求める企業等（以下「提案企業等」という。）は、次項に掲げる項目を記載した当該企業等のサンゴ礁保全に係る取組案（以下「取組案」といいます。）を作成し、環境大臣に提案することができます（提出先は ICRIJP@env.go.jp）。提案書は、別記様式 1 によることとします。ただし、提案企業等は、次の各号のいずれにも該当することを要件とします。

(1) 政治団体又は宗教団体でないこと。

(2) 役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

2 取組案には、以下の項目を記載します。

(1) 平成 30 年に実施するサンゴ礁生態系の保全や普及啓発に係る取組（以下「取組」という。）の概要

(2) (1) の取組による効果の見込み

3 取組案には以下の資料を添付します。

- (1) 提案企業等の概要（設立年月日、資本金、事業所の名称、従業員数及び主要製品（又はサービス）名、事業規模等）を示す資料

（サポーターの任命）

第4条

- 1 環境大臣は、前条による提案があった場合において、取組案に記載された内容が、次の各号の要件に該当すると認められるときは、その提案企業等はサポーターとして、環境省から任命されることができます。
 - (1) 「国際サンゴ礁年」の趣旨に沿っていること
 - (2) サンゴ礁保全に何らかの形で資するものであること
 - (3) 取組の内容が具体的であり、実現性が認められること
- 2 サポーターは、環境大臣及びサポーターとなる企業等（以下「サポーター企業等」という。）の代表による締結書の取り交わしにより発効します。締結書は別記様式第2によることとします。
- 3 締結書は、2通作成し、環境省及びサポーター企業等それぞれが1通ずつ保管することとします。

（ロゴマークの使用）

第5条

サポーター企業等による活動・援助においては、国際サンゴ礁年 2018 のロゴマークを使用することが推奨されます。

（取組実績の報告等）

第6条

- 1 サポーター企業等は、その取組実績（国際サンゴ礁年 2018 のロゴマークの使用実績等を含む。）について、環境省から照会があった場合には報告します。報告書は別記様式第3によることとします。
- 2 前項に基づき報告された内容は、環境省のホームページ、SNS 等により、公表することがあります。

（締結の期間）

第7条

第4条第1項の締結の有効期間は、締結した日から平成30年12月末日までとします。

(是正の要求)

第8条

環境大臣は、サポーター企業等又はその関係者が、次のいずれかに該当する場合、当該サポーター企業等に対し、是正を求めることがあります。

- (1) 本規約に違反し、またはその疑いがあると認められる場合
- (2) その他、本制度の趣旨に反する行為を行い、またはその疑いがあると認められる場合

(締結の解消等)

第9条

- 1 環境大臣は、次に掲げる場合には、締結関係を解消することができます。
 - (1) 不正の手段により第4条第1項の締結を行った場合
 - (2) 第6条第1項の報告が行われななど、サポーター企業等の取組が不十分であると認められた場合
 - (3) サポーター企業等に重大な法令違反又は公序良俗違反が認められた場合
 - (4) 環境大臣からの是正の要求に応じなかった場合
 - (5) その他、解消に合理的な理由があると環境大臣が認めた場合
- 2 次に掲げるときには、締結関係は効力を失います。
 - (1) 環境大臣が前項の規定に基づき締結関係を解消する旨、サポーター企業等に伝達したとき
 - (2) 倒産、解散、合併その他の理由によりサポーター企業等が消滅したとき
 - (3) サポーター企業等がサポーターの解消を申し出て、環境大臣との間で合意が得られたとき
- 3 サポーター企業等は、前項第2号に該当するに至ったときは、その旨を環境大臣に報告しなければなりません。

(規約の改訂等)

第10条

- 1 本規約は、環境省により必要に応じて改訂される場合があります。その場合は、改訂後にサポーター企業等に通知します。
- 2 本規約の改訂によりサポーター企業等に不利益が生じた場合も、環境省はその責任を負うものではありません。

附則

本規約は、平成29年12月6日から施行します。

様式第 1

国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーターの締結のための
取組案の提案について

国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター実施規約第 3 条に基づき、サンゴ礁の保全と普及啓発に係る取組（以下「取組」という。）の案を以下のとおり作成し、サポーターとしての任命及び環境省との締結を求めます。

平成 年 月 日

サポーター企業等の名称、住所

環 境 省 御 中

平成 30 年の 取組の概要	
取組スケジュー ール	
取組による効 果の見込み	※可能な限り定量的に記載。
担当者連絡先	

様式第 2

国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター締結書

(以下「甲」という。)と環境省(以下「乙」という。)は、国際サンゴ礁年 2018 オフィシャルサポーター制度実施規約に基づき、サポーターとして貴社・団体と環境省との間に締結関係を交わします。

(目的)

第 1 条 サンゴ礁保全の国際的枠組みである国際サンゴ礁イニシアティブ(ICRI)は、2018(平成 30)年を「国際サンゴ礁年」に指定することを宣言し、各国に対し、国際サンゴ礁生態系に関する普及啓発活動の推進等を奨励しています。これを受けて、日本国内でも企業を含む多様な関係者が連携し、サンゴ礁生態系の保全や普及啓発に係る取組推進することを目的として締結します。

(取組の内容)

第 2 条 甲は、前条の目的に沿って、次の事項を実施します。

(1)

(2)

2 乙は、甲が前項の取組を行うに当たり必要な情報の提供等の支援を行うとともに、同取組につき環境省ホームページ等を通じ積極的な広報を行います。

(協議の見直し)

第 3 条 甲又は乙のいずれかが、前条の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとします。

(期間)

第 4 条 この協定の有効期間は、締結日から平成 30 年 12 月 31 日までとします。

(疑義の協議)

第 5 条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとします。

以上、この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙それぞれ署名又は押印の上、各自 1 通を保有するものとします。

平成 年 月 日

甲：

乙： 環境省

代表者 環境大臣

